

専門委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下「当法人」という。）定款第38条に基づき、専門委員会の組織及び業務分掌を定め、専門委員会の業務の確実かつ効率的な執行と運用を図ることを目的とする。

(専門委員会)

第2条 当法人に次の専門委員会を置く。

- ①強化委員会
- ②競技委員会
- ③審判委員会
- ④昇段技術委員会
- ⑤昇段審査委員会
- ⑥医科学委員会
- ⑦アンチ・ドーピング委員会
- ⑧普及戦略委員会
- ⑨学連委員会
- ⑩アスリート委員会
- ⑪国際委員会
- ⑫総務委員会
- ⑬コンプライアンス委員会
- ⑭裁定委員会

2 専門委員会の担当業務は別表に定めるとおりとし、当該担当業務に関し、次に定める事項を実施する。

- (1) 担当業務に関する事項を企画・立案し、理事会又は経営会議に上程すること
- (2) 理事会又は経営会議から諮問された事項を審議し、理事会に答申すること
- (3) 理事会で決議された担当業務及びこの規定で専門委員会の決裁事項として定められた担当業務を執行し、適宜、経営会議及び理事会に報告すること。

3 担当の専門委員会が不明な業務については、経営会議にて担当する専門委員会を決定する。

- 4 経営会議は、専門委員会の担当業務に関する意思決定を組織的に速やかに実施するため、別表の修正を行うことができる。ただし、理事会の決裁事項について、理事会の承認を得ないで専門委員会の決裁事項に変更することはできない。

(委員)

- 第3条** 専門委員会の委員は、理事、テコンドー又はパラテコンドー経験者及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

(委員長)

- 第4条** 専門委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の中から、理事会で選任する。
 - 3 委員長は、専門委員会の担当業務を総括する。

(担当理事)

- 第4条の2** 専門委員会には担当理事を置くことができる。
- 2 担当理事は、専門委員会に出席することができる。

(会議)

- 第5条** 専門委員会は、必要に応じ、委員長が随時招集する。
- 2 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 前項において、適時に的確な意見表明が相互にできる電話会議又はオンライン会議等を利用することにより会議に出席することができる。
 - 4 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
 - 5 専門委員会は、原則として、非公開とする。
 - 6 委員長は、担当理事がいる場合には、担当理事にも委員会の開催を通知しなければならない。

(書面決議)

第5条の2 前条の定めにかかわらず、専門委員会の委員長が自己の属する専門委員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき当該専門委員会の委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の専門委員会の決議があったものとみなす。

第6条 削除

第7条 削除

(担当業務の執行)

第8条 専門委員会は、善良な管理者の注意をもって、担当業務を執行する。

- 2 専門委員会は、経営会議又は理事会の求めがあった場合には、経営会議又は理事会において、担当業務の状況を報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、専門委員会の担当業務全般が速やかに実施されるよう、担当理事及び協会事務局に対し必要な情報を提供し、必要な指示を行い又は必要な指示を得るなど担当理事及び協会事務局と密接に連携しなければならない。
- 4 担当理事は、当法人の運営が滞らないよう、担当する専門委員会の担当業務全般の速やかな運営のため、専門委員会に対して適時に 助言を行うものとする。

第9条 削除

(部会)

第9条の2 専門委員会は、担当業務の効率化、専門性の発揮等のために、理事会の承認を得て、部会を設置することができる。

(守秘義務)

第10条 専門委員会の委員及び専門スタッフ等は、専門委員会における審議の過程及び担当業務の執行の過程で知り得た情報を秘密として管理し、第三者に漏洩してはならない。

(雑則)

第 1 1 条 本規程は、理事会の決議により改廃できる。

附則〔平成 2 9 年 2 月 1 1 日制定〕

- 1 この規程は、平成 2 9 年 2 月 1 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴って、次に掲げる規程は、平成 2 9 年 2 月 1 1 日をもって、廃止する。
 - (1) 総務委員会規程
 - (2) コンプライアンス委員会規程
 - (3) 普及委員会規程
 - (4) 競技委員会規程
 - (5) 強化委員会規程
 - (6) パラリンピック委員会規程
 - (7) 審判委員会規程
 - (8) 医・科学委員会規程
 - (9) 広報委員会規程
 - (10) 国際委員会規程
 - (11) マーケティング委員会規程
 - (12) 環境委員会規程
 - (13) 組織改革委員会規程
 - (14) 加盟団体審査委員会規程
- 3 この規程に定める裁定委員会は、平成 2 9 年 6 月 1 日を目途に組成するものとし、裁定委員会を組成するまでは、この規程の裁定委員会を賞罰規程に基づく賞罰委員会と読み替えるものとする。

附則〔平成 2 9 年 7 月 8 日改正〕

平成 2 9 年 7 月 8 日の定例理事会において承認された第 2 条から第 4 条、第 6 条から第 1 0 条及び別表の改正は、同日から施行する。

附則〔平成 3 0 年 1 月 1 3 日改正〕

平成 3 0 年 1 月 1 3 日の定例理事会において承認された第 2 及び別表の改正は、同日から施行する。

附則〔平成 3 0 年 3 月 1 0 日改正〕

平成30年3月10日の定例理事会において承認された別表の改正は、同日から施行する。

附則〔平成30年7月11日改正〕

平成30年7月11日の理事会みなし決議において承認された別表の改正（審判委員会の人数）は、同日から施行する。

附則〔平成30年9月15日改正〕

平成30年9月15日の定例理事会において承認された第9第2項の改正は、同日から施行する。

附則〔2019年6月14日改正〕

2019年6月14日の定例理事会において承認された第2条第2項から第4項、第8条第2項及び別表の改正は、同日から施行する。

附則〔2020年1月10日改正〕

2020年1月10日の定例理事会において承認された第2条、第3条、第4条、第5条、第8条の改正、第6条、第7条の削除は、同日から施行する。

附則〔2020年4月6日〕 3

2020年4月6日の臨時理事会において承認された第2条、第8条、別表の改正は、同日から施行する。

附則〔2022年3月30日改正〕

2022年3月30日の臨時理事会において承認された第2条、別表の改正は同日から施行する。

附則〔2024年7月28日改正〕

2024年7月28日に承認された第2条、第3条、11条及び別表の改正並びに第4条の2及び第5条6項の追加は、同日から施行する。

(別表)

専門委員会の担当業務

(別表)

〔各専門委員会の担当業務〕

強化委員会
：テコンドー（キョルギ、プムセ、パラ競技を含むテコンドー競技全般。以下同様）の強化を行う。
1. テコンドーの強化に関する事業計画案、事業予算案及び事業報告案の策定 2. 強化計画の実施。テコンドー選手の指導及び評価。テコンドー選手の指導方法及び評価方法、競技力の向上のための調査及び研究。テコンドーに関する各種データ・情報の収集及び分析等 3. 指導者の資質の向上に関する業務（指導力向上のための調査及び研究、指導者向けセミナー、講習会の開催等） 4. 国際競技大会派遣基準の策定、選考の実施及び理事会への推薦 5. 国際競技大会に派遣するコーチ・監督その他スタッフの選定 6. テコンドーの強化にかかる補助金、助成金の申請、精算に関する業務
競技委員会
：当協会が主催するテコンドーの国内競技大会を企画・実施する。
1. 国内競技大会の企画・実施業務（事業計画案、事業予算案及び事業報告案の策定。国内競技大会の実施要項の策定、運営（ドクターの手配の依頼やスタッフの募集及び配置、施設・設備・器具等の手配等を含む）、 2. 国内競技大会の安全対策 3. 協会が公認又は後援する競技大会について意見具申
審判委員会
：審判員の派遣、育成・強化及びテコンドー・パラテコンドー国内競技規則の整備を行う。
1. 審判員の活動に関する事業計画案、事業予算案の策定及び事業報告案の策定 2. 国際・国内競技大会へ派遣する審判員の派遣の決定 3. 審判講習会及び資格検定の実施 4. 審判員の普及・育成及び技能向上 5. 競技規則の整備 6. 審判団の管理

昇段技術委員会：昇段審査に関し、適正な審査の確保のための業務
1. 各年度における事業計画案、事業予算案及び事業報告案の策定 2. 国技院との連絡、調整 3. 昇段審査の方法、内容等のチェック 4. 昇段審査委員会に対する助言・指導

昇段審査委員会：具体的な昇段審査実施に関する業務を行う
1. 各年度における事業計画案、事業予算案及び事業報告案の策定 2. 昇段審査計画に基づく昇段審査の実施 3. 昇段審査料の徴収 4. 昇段審査基準の改廃に関する立案・助言 5. 昇段審査に向けた講習会、セミナー等の実施

医科学委員会
：医科学の観点からのテコンドーの競技力向上及び競技大会の安全対策等を行う。
1. 各年度における事業計画案、事業予算案及び事業報告案の策定 2. テコンドー選手の競技力向上のための医科学データの収集・分析及び情報提供 3. テコンドーに関するスポーツ外傷及び障害予防に関する調査、情報収集、分析・研究及び情報提供 4. 医師・トレーナーの大会、合宿等への派遣 5. 国内競技大会の安全対策（競技委員会と共同）

アンチ・ドーピング委員会
：テコンドー競技におけるアンチ・ドーピングの徹底のため、ドーピング検査に関する業務、アンチ・ドーピング教育その他のアンチ・ドーピング関連業務を行う。
1. 各年度における事業計画案、事業予算案及び事業報告案の策定 2. J A D A の行うドーピング検査に対する対応その他 J A D A との連携、協力 3. アンチ・ドーピングに関する業務（アンチ・ドーピングに関する情報提供、アンチ・ドーピング規程の改訂、アンチ・ドーピングの啓発活動（アウトリーチ活動 及び講習会等） 4. 選手その他のテコンドー関係者からのアンチ・ドーピング関連相談の対応

普及戦略委員会

：テコンドーの普及と当協会の財務健全性を確保を目的として、普及・広報・マーケティング活動を統一的に実施する

1. 各年度における事業計画案、事業予算案及び事業報告案の策定。
2. テコンドー普及のための振興イベント等の計画、実施
3. 財務確保のためのマーケティング活動
4. 広報活動
5. その他関連活動

学連委員会：学生テコンドーを活性化し、学生連盟を立ち上げるための活動を行う

1. 各年度における事業計画案、事業予算案及び事業報告案の策定。
2. 学生連絡会の運営
3. 学生テコンドー活性化のための施策を検討し、理事会の承認を得て実施すること
4. U N I V A S との連携
5. その他これに関連する活動

アスリート委員会

：当協会の運営にアスリートの意見を反映させると共に、就職支援・セカンドキャリア支援を通じてアスリートの活動をサポートする。

1. 各年度における事業計画案、事業予算案、事業報告案の策定
2. テコンドー選手の意見のとりまとめ、理事会等への伝達
3. 選手の競技環境、強化環境の改善及び整備についての意見の集約、伝達
4. 選手の社会貢献や国際貢献・交流、地位向上のための活動
5. J O C その他競技団体のアスリート委員会との協力・連携
6. 選手のセカンドキャリア支援
7. アンチ・ドーピング、コンプライアンス等の研修計画、実施に対する協力

国際委員会

：ワールドテコンドー、アジアテコンドー連盟及び他国のテコンドー協会（以下、WT 等という）との連携、協力、情報収集等を行うとともに、これらの役員等の対応を行う。

1. 各年度における事業計画案、事業予算案及び事業報告案の策定。
2. WT 等との連携による情報収集、WT 等との協力体制の確立に関する活動
3. 国内外でのWT 等との関係者との関係づくり
4. WT 等関係者の来訪、当協会役員等の海外訪問時の対応

総務委員会

：当協会の会員・加盟団体及び準加盟団体等の管理・助言・指導、日本スポーツ協会や各種組織委員会等との連携・調整、その他総務・財務に関する事項並びに環境保護等を行う。

1. 各年度における事業計画案、事業予算案、事業報告案の策定
2. 会員の管理に関する業務（入会時における会員資格のチェック、入会金及び会費の徴収、会員の更新・退会管理等）
3. 会員登録システム及び会員個人情報等の管理及び保守に関する方針決定、指導
4. 加盟団体及び準加盟団体の加盟・脱退に関する業務（加盟要件の審査、加盟料の徴収、脱退時における脱退理由の確認等）
5. 加盟団体及び準加盟団体との連絡・調整
6. オリンピック・パラリンピック組織委員会等との連絡・調整
7. 財務に関する助言等
8. 環境保護の啓発及び実践
9. 競技大会等におけるエネルギー有効利用及びリサイクルの推進

コンプライアンス委員会：当協会コンプライアンスの維持・促進を行う

1. 各年度における事業計画案、事業予算案及び事業報告案の策定
2. 定款及び各種規程の制定・修正の提案・助言
3. コンプライアンス相談窓口の運営、コンプライアンスに関する相談の対応
4. 当法人の役職員、会員、専門委員会委員及び専門スタッフ、審判員、加盟団体並びに準加盟団体の定款、倫理規程違反等コンプライアンス違反の調査
5. コンプライアンスに関する研修の企画・実施

裁定委員会

：処分規程に基づく審査を行い、処分の可否、処分内容等について理事会に答申する。

以上